

社会福祉法人釧路百葉福祉会役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人釧路百葉福祉会(以下、法人という。)の理事及び監事並びに評議員に対する費用弁償について定めることを目的とする。

(理事会出席時の費用弁償内容)

第2条 理事及び監事が理事会に出席したときの費用弁償内容は、下表のとおりとする。

	日当	交通費(1kmにつき)
理事及び監事	3,200円	37円

- 2 法人の職員が理事を兼務し、勤務時間内に理事会が開催された場合には上記の日当を支給しない。

(評議員出席時の費用弁償内容)

第3条 評議員並びに理事及び監事が評議員会に出席したときの費用弁償内容は、下表のとおりとする。

	日当	交通費(1kmにつき)
評議員	3,200円	37円
理事及び監事	3,200円	37円

- 2 法人の職員が理事を兼務し、勤務時間内に評議員会が開催された場合には上記の日当を支給しない。

(理事及び監事並びに評議員の勤務時の費用弁償内容)

第4条 理事及び監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が評議員会以外の日において法人及び施設の業務にあたった場合は、下表のとおりとする。

	日当	交通費(1kmにつき)
理事及び監事	3,200円	37円
評議員	3,200円	37円

- 2 法人の職員が理事を兼務し、勤務時間内に業務にあたった場合には上記の日当を支給しない。

(出張に伴う交通費・宿泊費と日当)

第5条 当該業務が出張となる場合は、法人の旅費規程を準用する。

(施行期日)

第6条 この規程は、2017(平成29)年6月16日より施行する。

(2017年6月16日評議員会議決)